

# 公害防止管理者等の届出について

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」(以下「法」という。 )は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定公害防止組織の整備を図り、もつて公害の防止に資することを目的としています。

法に定める業種に属し、法に定める施設を持つ工場(特定工場)を設置する事業者は、その施設の種類、規模及び従業員数に応じて、公害防止管理者、公害防止主任管理者及び公害防止統括者並びにこれらの代理人を選任することが義務付けられています。

## 1 特定工場について

法における公害防止管理者等を置かねばならない「特定工場」とは、下記のとおりです。

対象となる業種		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業(物品の加工業を含む)</li> <li>・ 電気供給業</li> <li>・ ガス供給業</li> <li>・ 熱供給業</li> </ul>		
対象となる工場		上記の業種に属する工場のうち、下記の施設(以下「公害発生施設」という。 )のいずれかを設置している工場		
公害発生施設の区分		選任する公害防止管理者の種類	有資格者の種類	
ばい煙発生施設(大気関係)	大気汚染防止法施行令別表第1の9の項(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、蛍石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。 )又は14から26の項に掲げるばい煙発生施設	排出ガス量が、40,000Nm <sup>3</sup> /時以上の工場に設置されるもの	大気関係第1種	大気関係第1種
		排出ガス量が、40,000Nm <sup>3</sup> /時未満の工場に設置されるもの	大気関係第2種	大気関係第1・2種
	上記に掲げる施設以外のばい煙発生施設	排出ガス量が、40,000Nm <sup>3</sup> /時以上の工場に設置されるもの	大気関係第3種	大気関係第1・3種
		排出ガス量が、10,000Nm <sup>3</sup> /時以上40,000Nm <sup>3</sup> /時未満の工場に設置されるもの	大気関係第4種	大気関係第1～4種
汚水排出施設(水質関係)(工場からの水が全量終末処理場を有する公共下水道に排出される場合を除く)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1に掲げる汚水等排出施設	排出水量が、10,000m <sup>3</sup> /日以上以上の工場に設置されるもの	水質関係第1種	水質関係第1種
		排出水量が、10,000m <sup>3</sup> /日未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの	水質関係第2種	水質関係第1・2種
	同法施行令第3条に掲げる汚水等排出施設のうち、上記に掲げる施設以外の汚水等排出施設	排出水量が、10,000m <sup>3</sup> /日以上以上の工場に設置されるもの	水質関係第3種	水質関係第1・3種
		排出水量が、1,000m <sup>3</sup> /日以上10,000m <sup>3</sup> /日未満の工場に設置されるもの	水質関係第4種	水質関係第1～4種
騒音発生施設(騒音関係)(ただし、工場が騒音規制法第3条第1項により指定された地域内にあるもの)	機械プレス	呼び加圧能力980kN以上	騒音・振動関係公害防止管理者	騒音・振動関係、騒音関係
	鍛造機	落下部分の重量が1t以上のハンマー		

特定粉じん発生施設(粉じん関係)(石綿)	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げるすべて施設 解綿用機械(3.7kW以上)、混合機(3.7kW以上)、紡織用機械(3.7kW以上)、切断機(2.2kW以上)、研磨機(2.2kW以上)、切削用機械(2.2kW以上)、破砕機及び摩砕機(2.2kW以上)、プレス(剪断加工用のもの)(2.2kW以上)、穿孔機(2.2kW以上) 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。		特定粉じん関係公害防止管理者	大気関係1~4種、特定粉じん関係
一般粉じん発生施設(粉じん関係)	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げるすべて施設 コークス炉(処理能力50t/日以上)、鉱物又は土砂の堆積場(面積1,000㎡以上)、ベルトコンベア及びバケットコンベア(ベルトの幅が75cm以上か、バケットの内容積が0.03㎡以上)、破砕機及び摩砕機(75kW以上)、ふるい(15kW以上)		一般粉じん関係公害防止管理者	大気関係1~4種、特定粉じん関係、一般粉じん関係
振動発生施設(振動関係)(ただし、工場が振動規制法第3条第1項により指定された地域内にあるもの)	液圧プレス(矯正プレスを除く)	呼び加圧能力 2,941kN以上	騒音・振動関係公害防止管理者	騒音・振動関係、振動関係
	機械プレス	呼び加圧能力 980kN以上		
	鍛造機	落下部分の重量 が1t以上のハンマー		
ダイオキシン類発生施設(ダイオキシン類関係)	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号、同別表第2の第1号から第14号に掲げる施設		ダイオキシン類関係公害防止管理者	ダイオキシン類関係

## 2 公害防止組織を構成する者について

公害防止の組織とは、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者及びそれぞれの代理者(本人が何らかの理由で業務が遂行できない場合のため)で構成されています。それぞれの職務及び選任の必要な要件等は下記のとおりとなります。

	職務	選任に必要な要件	資格
公害防止統括者及び代理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害防止業務の統括管理</li> <li>・ 工場長など工場全体の最高責任者が選任されることが必要</li> </ul>	常時従業員が21名以上の工場において選任	不要
公害防止主任管理者及び代理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮</li> <li>・ 部長、課長などが適任</li> </ul>	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が両方設置されており、排出ガス量40,000Nm <sup>3</sup> /時以上、かつ、排出水量が10,000m <sup>3</sup> /日以上以上の工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害防止主任管理者有資格者</li> <li>・ 大気関係第1種もしくは第3種の有資格者であり、かつ、水質関係第1種もしくは第3種の有資格者である者</li> </ul>
公害防止管理者及び代理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害防止に関する技術的事項の管理</li> <li>・ 公害発生施設の操作、点検、補修、使用する燃料や原材料の検査等を行う直接の責任者が適任</li> </ul>	全ての特定工場	「1」の表の資格が必要

## 3 公害防止管理者等の選任及び届出の方法

・ 公害防止統括者と代理者は、その必要が生じた日から30日以内に選任し、選任した日から30日以内に届け出る必要があります。

・ 公害防止管理者と代理者(公害防止主任管理者と代理者)は、その必要が生じた日から60日以内に選任し、選任した日から30日以内に届け出る必要があります。

## 4 市への届出

・ 公害防止管理者等の届出については、騒音・振動関係のみの場合は、市へ提出することになりますが、それ以外のものや、騒音・振動関係の届出と併せて他の関係の届出も必要な場合は、県へ提出することとなります。

上記                      が、市への届出内容のものとなります。